



NO. 83 (通号 174号)
平成27年2月号



くらしのフレッシュ便

相談ファイル

(ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約等の状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

中古車取引のトラブル

＜相談内容＞

1か月前に平成15年式の中古車を購入した。ブレーキ音がるさい気がして近くのディーラーで見せると、クーラーの電動ファンが故障して動かないことが分かった。プラグ交換、電動ファン交換、冷却水、処分費等で約10万円との見積もりだった。

35万円で買った車に10万円も修理費がかかるのは納得できず、販売店に修理費を負担してほしいと言ったが、対応してくれない。通常、中古車の販売では、保証に関する書類を渡すと聞いたが、自分は受け取っていない。
(50歳代 男性)

修理費を負担してほしい

出来ませんよ



＜アドバイス＞

中古車の販売では、「保証つき販売」と「保証なし整備あり販売」、「保証なし整備なし販売」があることを伝え、「保証つき販売」の場合、保証内容を記載した書面があること、相談者の場合、保証について記載した書面を受け取っていないので、「保証なし販売」と考えられることを説明しました。

「保証なし販売」であっても、自然損耗とは言えない不具合（「隠れた瑕疵」と言います）が生じた場合は、購入の際にその不具合について車両状態評価書等による説明を受けていなければ、販売店は「売主の瑕疵担保責任」を負うことになり、無償修理を求めることができます。

ただ、今回のように、相当の年数を経過していたり、新車であれば高額な車が低価格であったりという場合は、それなりの損耗・劣化は想定されると判断されることもあります。

中古車は使用・管理状態、経年変化によってその性能が千差万別で、自然損耗かどうかの判断は難しいため、ディーラーや（一社）自動車公正取引協議会など、専門の相談窓口にも相談してみましょう。

生活情報ファイル

鳥インフルエンザが発生しています

～正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう～

高病原性鳥インフルエンザが相次いで確認されています。

鳥インフルエンザの原因となっているウイルスがヒトの細胞に入り込むための受容体は、鳥の受容体とは異なります。また、ウイルスは酸に弱く、胃酸で不活化されると考えられています。

発生が確認された場合は、感染した鶏等が市場に出回ることがないようにする家畜防疫上の措置に加え、通常の公衆衛生の観点から殺菌・消毒等の衛生管理が流通の各段階で実施されていることから、国内においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。根拠のないうわさなどにより混乱したりせず、正確な情報に基づいて冷静に対応しましょう。

鶏卵及び鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていません。

試してみよう、消費者力！第11回（平成26年度）

Q 次のうち旅行契約が成立しているものを選びなさい。

- 1 メールで申込みをした。
- 2 電話で申し込み、申込書を郵送した。
- 3 電話で申し込み、申込書を送り、指定口座に申込金を入金した。
- 4 ホームページの申込フォームにクレジットカード番号を入力して送信した。

【第10回消費者力検定（平成25年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

カード・電子マネーで支払い、トラブルになっていませんか？

事前に現金などをチャージすることで、商品やサービスの支払いに利用できるプリペイドカード。その多くがカードを持つための審査がなく、簡単に持てる無記名式となっています。

近年、チャージした金額をカード発行会社のサーバで管理することで、カードそのものがなくても、番号だけで利用することができる「サーバ型」のプリペイドカードも増えています。

最近、全国の消費生活センターには、急速に発展し続けるこれらの決済手段を悪用したトラブルについての相談が寄せられています。

【トラブルに遭わないために】

- ◆表示や金額をしっかりと確認した上で、支払い手続きを行う
キャッシュレスでの支払い手段は、簡単に支払い手続きが完了する大変便利なものですが、そのぶん、金額等を十分に確認しましょう。
- ◆プリペイドカード番号を業者に伝えたり、指示された番号にチャージしたりしない
プリペイドカードは匿名性が高く、誰がチャージし、利用したのか分からないため、誰かに使われてしまった場合、その損失を取り戻すことは大変困難です。
- ◆トラブルとなった場合には、早急にプリペイドカード発行会社に連絡する
トラブルに気づいた場合は、プリペイドカードを購入したことを証明するレシート等を保管した上で、早急にプリペイドカード発行会社に連絡をしてください。連絡が早ければ、悪質業者が利用する前に使用を停止することが可能な場合もあります。

不安に思うことやトラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

「試してみよう、消費者力！第11回」解答と解説⇒旅行契約は、申込金の受理と旅行会社の承諾によって契約が成立する。単に予約を入れただけでは契約は成立せず、旅行会社が提出された申込書で契約を承諾し、申込金を受領した時に契約成立となる。ただし、電話やファクス、メールなどで旅行の申込みをして、旅行会社にクレジットカード番号を伝えた場合は、旅行会社が承諾通知を出したとき（メールの場合は、申込者のメールサーバーに承諾通知が記録されたとき）に契約が成立する。（正解－3）

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変わっていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)○階 Tel 08XX-XXXX-XXXX